

# 千葉市内部統制実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項の規定による千葉市内部統制基本方針に基づき、内部統制制度の整備及び運用を図るため、本市の内部統制に関する実施体制及び職務権限等を定め、内部統制の適切な実施を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 内部統制 業務執行におけるリスク（組織目的の達成を阻害する業務上の要因をいう。以下同じ。）を一定の水準以下に抑えることを確保するためのプロセスであって、次に掲げる目的を達成するために業務に組み込まれ、組織内全ての者によって遂行されるものをいう。

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

イ 業務に関わる法令等の遵守

ウ 資産の保全

エ 財務報告等の信頼性の確保

(2) 内部統制体制の整備 業務執行におけるリスクに対応するために規則、要綱、要領、マニュアル等を策定し、当該リスクへの対応策を検討し、それらを実際の業務に適用することをいう。

(3) 内部統制体制の整備及び運用 内部統制体制の整備をするとともに、整備した内部統制体制が、リスク発生の未然防止やリスク発生の早期発見につながるなど、効果を発揮して機能することをいう。

(4) 課等 以下に定める組織をいう。

ア 千葉市事務分掌規則（平成4年千葉市規則第2号）第1条に定める課、千葉市事業所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第3号）第3条に定める課及び事業所等並びに動物公園、同規則別表第1に定める第二類及び第三類の事業所、千葉市保健所規則（昭和63年千葉市規則第19号）第3条に定める課、千葉市児童相談所規則（平成4年千葉市規則第5号）第1条に定める児童相談所、千葉市水道局処務規程（昭和50年千葉市水道局規程第3号）第1条に定める課及び事業所並びに会計室設置規則（昭和55年千葉市規則第7号）第1条に定める室

イ 千葉市区役所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第4号）第2条に定める課及び区政事務センター並びに第5条に定める課並びに第7条に定める市民センター

ウ 千葉市消防局組織規則（昭和62年千葉市規則第36号）第2条に定める課及び消防学校並びに千葉市消防署組織規程（平成10年千葉市消防局訓令(甲)第1号）第2条に定める課

エ 千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）第16条及び第25条の4第1項に定める課並びに第20条に定める教育センター並びに同条に定める第2類及び第3類の教育機関

オ 千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）第2条、千葉市立中学校設置条例（昭和39年千葉市条例第16号）第2条、千葉市立高等学校設置条例（昭和39年千葉市条例第17号）第2条及び千葉市立特別支援学校設置条例（昭和39年千葉市条例第18号）第2条に定める学校

カ 千葉市選挙管理委員会規程（平成4年千葉市選挙管理委員会告示第4号）第20条第1項に定める事務局並びに千葉市中央区選挙管理委員会規程（平成4年千葉市中央区選挙管理委員会告示第4号）第22条第1項、千葉市花見川区選挙管理委員会規程（平成4年千葉市花見川区選挙

- 管理委員会告示第4号)第22条第1項、千葉市稲毛区選挙管理委員会規程(平成4年千葉市稲毛区選挙管理委員会告示第4号)第22条第1項、千葉市若葉区選挙管理委員会規程(平成4年千葉市若葉区選挙管理委員会告示第4号)第22条第1項、千葉市緑区選挙管理委員会規程(平成4年千葉市緑区選挙管理委員会告示第4号)第22条第1項及び千葉市美浜区選挙管理委員会規程(平成4年千葉市美浜区選挙管理委員会告示第4号)第22条第1項に定める事務局
- キ 千葉市人事委員会事務局の組織等に関する規則(平成3年千葉市人事委員会規則第2号)第1条に定める事務局
- ク 千葉市監査委員規程(平成9年千葉市監査委員訓令(甲)第1号)第5条に定める課
- ケ 千葉市農業委員会事務局設置条例(昭和34年千葉市条例第30号)第1条に定める事務局
- コ 千葉市議会事務局処務規程(昭和37年千葉市議会規程第2号)第2条第1項に定める課
- (5) 所属長 前号に定める組織の長(アの動物公園にあつては副園長、エの教育センターにあつては副所長、カの千葉市選挙管理委員会、キの千葉市人事委員会、ケの千葉市農業委員会にあつては事務局の次長)をいう。
- (6) 局区等 千葉市事務分掌条例(昭和62年千葉市条例第2号)第1条、千葉市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和39年千葉市条例第38号)第3条及び千葉市水道事業の設置等に関する条例(昭和50年千葉市条例第1号)第3条第2項に定める局、千葉市区の設置等に関する条例(平成3年千葉市条例第48号)第2条第1項に定める区、会計室設置規則(昭和55年千葉市規則第7号)第1条に定める室並びに千葉市教育委員会組織規則(昭和45年千葉市教育委員会規則第4号)第15条、千葉市選挙管理委員会規程(平成4年千葉市選挙管理委員会告示第4号)第20条第1項、千葉市人事委員会事務局の組織等に関する規則(平成3年千葉市人事委員会規則第2号)第1条、千葉市監査委員に関する条例(昭和39年千葉市条例第9号)第5条、千葉市農業委員会事務局設置条例(昭和34年千葉市条例第30号)第1条及び千葉市議会事務局設置条例(昭和37年千葉市条例第50号)第1条に定める事務局をいう。
- (7) 局区等の長 前号に定める局区等の長(会計室にあつては会計管理者、教育委員会にあつては教育次長)をいう。
- (8) 局区等の主管課 千葉市事務分掌規則第1条に定める局の筆頭に掲げる課(総務局にあつては総務課)、区役所地域振興課、消防局総務部総務課、水道局水道総務課、会計室、教育委員会事務局教育総務部総務課、市選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局行政監査課、農業委員会事務局及び議会事務局総務課をいう。
- (9) 主管課長 前号に定める局区等の主管課の長(会計室にあつては会計室長)をいう。
- (10) 制度所管課等 全庁にわたり共通して適用される制度、ルール、情報システムなど(以下「全庁共通制度等」という。)を設計し、所管する部署をいう。
- (11) 制度所管課等の長 前号に定める制度所管課等の長(会計室にあつては会計室長)をいう。

#### (所属長の職務等)

第3条 所属長は、所掌する業務の内部統制体制の整備及び運用に関し、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 所掌する業務の手順を明確にしたうえで、当該業務において予見されるリスクを洗い出すこと。
- (2) 前号により洗い出したリスクに関し、リスクが生じた場合の影響度及び発生可能性などリスクの重要性を踏まえて必要なリスク対応策を講じること。
- (3) 前号により対応策を講じることとしたリスクについて、「リスク管理シート」(様式第1号)にまとめ、主管課長に報告すること。

- (4) 所掌する業務に係る内部統制体制の整備及び運用の状況を定期的に確認すること。
- (5) 所掌する業務に係るリスクの発生を認知したときは、速やかに局区等の長に報告のうえ、当該リスクの発生原因を明らかにし、再発防止策を講じること。
- (6) 前号のリスクの発生については、「内部統制の整備・運用に係るリスク報告書」(様式第2号)により、速やかに内部統制推進担当(第7条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)へ報告すること。
- (7) 業務を通じて把握したヒヤリハット事案について、「ヒヤリハット事案等一覧」(様式第3号)により、内部統制推進担当に報告するとともに、当該事案に関し、必要に応じてリスクの発生を防止するための措置を講じること。
- (8) 所掌する業務に係る内部統制体制の整備及び運用の状況について自己評価し、その結果を「リスク管理シート」(様式第1号)にまとめ、主管課長に報告すること。

(局区等の長及び主管課長の職務等)

第4条 局区等の長は、局区等における内部統制体制の整備及び運用の適正な実施を確保するため、主管課長と連携して、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 局区等において重点的に対応すべきリスクの検討及び局区等におけるリスクへの対応策の検討、並びに局区等内の所属長が講じるリスク対応策の過不足の確認など、局区等内の内部統制体制の整備及び運用が適切に実施されるために必要な措置を講じること。
- (2) 局区等内の所属長が講じるリスク対応策及び当該所属長による内部統制体制の整備及び運用に係る自己評価をそれぞれ取りまとめ、内部統制推進担当に報告すること。
- (3) 局区等内でリスクが発生したときは、当該リスクが発生した課等の所属長に対して必要な指示を行うほか、所属長が講じた措置の有効性を確認すること。
- (4) 主管課が所掌する業務などを通じて局区等内におけるリスク・ヒヤリハット事案を把握したときは、「リスク・ヒヤリハット事案等報告書」(様式第4号)により、内部統制推進担当に報告するとともに、当該事案に関し、必要に応じて、局区等内におけるリスクの発生を防止するための措置を講じること。
- (5) その他局区等内の内部統制体制の整備及び運用に関して必要な措置を講じること。

(制度所管課等の長の職務等)

第5条 制度所管課等の長は、所管する全庁共通制度等に関し、内部統制推進担当及び内部統制評価担当(第8条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)と連携して、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 全庁共通制度等について、存在するリスクや非効率的な取扱いの有無を定期的に確認し、費用対効果を踏まえたうえで、課等におけるリスク発生の低減及び効率的な業務の遂行の観点で必要な見直しを行うこと。
- (2) 職員研修や啓発により、全庁共通制度等に従事する職員の知識及び意識の向上に努めること。また、全庁共通制度等の運用上必要な情報について、職員が正確に、かつ適時に取得できる体制を整備すること。
- (3) 全庁共通制度等の運用上想定されるリスクに関し、課等で講じ得る効果的なリスク対応策を検討すること。
- (4) 所掌する業務を通じて課等における全庁共通制度等に関するリスク・ヒヤリハット事案を把握したときは、「リスク・ヒヤリハット事案等報告書」(様式第4号)により、内部統制推進担当に報告すること。また、所掌する業務を通じて課等における重大なリスクの発生を把握したときは、当該

リスクが発生した課等の所属長に対し、速やかに発生したリスクの内容等を伝達すること。

(5) 課等において全庁共通制度等に関するリスクが発生したときは、当該リスクが発生した課等の所属長が講じた措置の有効性を確認すること。

(6) その他、全庁共通制度等に係る内部統制を推進及び評価するために必要な措置を講じること。

- 2 前項の第1号から第3号に規定する事務は、「内部統制に関する全庁共通制度等に係る取組表」(様式第5号)により、計画的に行うものとする。
- 3 制度所管課等の長は、適切な全庁共通制度等に係る内部統制体制の整備及び運用に必要な範囲において、主管課長及び所属長に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行い、必要な措置を求めることができるものとする。

(総務局長の職務等)

第6条 総務局長は、内部統制の推進及び評価に係る業務全般を総括し、内部統制推進担当及び内部統制評価担当に対して必要な指示を行うほか、各局区等の内部統制体制の整備及び運用に関する調整並びに取りまとめを行うものとする。

- 2 総務局長は、適切な内部統制体制の整備及び運用に必要な調査を行い、その結果に基づき、局区等の長に対して必要な措置を求めることができるものとする。
- 3 前項に規定する調査は、内部統制推進担当又は内部統制評価担当をして行わせることができる。

(内部統制推進担当の職務等)

第7条 内部統制の推進に係る事務を補助するため、総務局情報経営部業務改革推進課に内部統制推進担当を置き、行政改革担当課長がこれを所掌する。

- 2 内部統制推進担当は、次の各号に掲げる事務を処理する。
  - (1) 内部統制基本方針の策定及び改正の実務を補助すること。
  - (2) 内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進するための方策を検討すること。
  - (3) 全庁的に生じ得るリスクの洗い出し及び重点的に対応すべきリスクの検討を行うこと。
  - (4) 内部統制体制の整備及び運用に必要な情報を所属長に提供すること。
  - (5) 課等においてリスク又はヒヤリハットが発生し、当該リスク等が発生した課等の所属長が再発防止策を講じたときは、当該再発防止策の有効性を確認すること。
  - (6) 内部統制評価担当に対し、所属長が講じるリスク対応策、所属長による自己評価の結果、前号の確認結果、その他内部統制の評価に必要な情報を提供すること。
  - (7) その他、内部統制の推進に関して必要な措置を講じること。
- 3 内部統制推進担当は、適切な内部統制体制の整備及び運用に必要な範囲において、主管課長、所属長及び制度所管課等の長に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行い、必要な措置を求めることができるものとする。

(内部統制評価担当の職務等)

第8条 内部統制の評価に係る事務を補助するため、総務局情報経営部業務改革推進課に内部統制評価担当を置き、業務改革推進課長がこれを所掌する。

- 2 内部統制評価担当は、次の各号に掲げる事務を処理する。
  - (1) 内部統制の整備及び運用の状況について評価すること。
  - (2) 内部統制評価報告書を作成し、公表すること。
  - (3) その他、内部統制の評価に関して必要な措置を講じること。

- 3 内部統制評価担当は、適切な内部統制体制の整備及び運用に必要な範囲において、主管課長、所属長及び制度所管課等の長に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行い、必要な措置を求めることができるものとする。

(千葉市内部統制委員会)

第9条 内部統制に係る市長の意識を共有し、かつ局区等相互間の内部統制体制の整備及び運用に関する連絡調整及び情報共有を図るため、千葉市内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 内部統制の取組に関すること。
- (2) 内部統制の取組に係る評価に関すること。
- (3) その他内部統制の推進及び評価に関して必要な事項

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

4 委員長は市長、副委員長は総務局を分担する副市長、委員は総務局を分担する副市長以外の副市長及び局区等の長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。また、副委員長が欠けたとき、又は副委員長に事故があるときは、副市長の職にある者がその職務を代理する。

7 委員長は、必要に応じて会議を招集する。

8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

9 委員会の事務局は、総務局情報経営部業務改革推進課において処理する。

10 委員長は、専門的事項を調査検討し、又は各種施策及び事業を推進するため、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、内部統制の推進及び評価に関して必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の様式は、評価対象期間が令和3年4月1日以後となるものについて適用し、同日前を評価対象期間とするものについては、なお従前の例による。



(様式第2号)

内部統制の整備・運用に係るリスク報告書

報 告 日		
所 属		
発 覚 日		
発 生 日		
発 生 場 所		
リ ス ク の 種 別		
業 務 内 容		
発生したリスク の 概 要		
市 や 市 民 等 へ の 影 響		
発 覚 し た 経 緯		
リ ス ク の 発 生 原 因		
こ れ ま で に 行 っ た 対 応		
公 表 の 有 無		
既 存 の 対 応 策 及 び 再 発 防 止 策	既存の対応策 (ある場合)	
	[実施者]	
	再発防止策	
	[実施者]	
	再発防止策の 実施状況	
	再発防止策の 実施(予定)日	

※提出された内容について、後日、内部統制推進担当(業務改革推進課)よりヒアリングを行うことがあります。







(様式第 5 号)

内部統制に関する全庁共通制度等に係る取組表

課等の名称	
-------	--

現状と課題	目標	評価と改善

No.	制度所管課の職務	重点取組	主な取組